

国連平和活動と環境・気候変動対策 —可能性と課題—

山下 光



2022年12月

安全保障研究グループ

 SASAKAWA
PEACE
FOUNDATION

執筆者について

山下光 静岡県立大学国際関係学部教授

ロンドン大学経済政治学院修士課程修了、ウェールズ大学（現アベリストウイス）博士課程修了（国際政治学博士）。防衛省防衛研究所理論研究部政治・法制研究室長などを経て2020年より現職。コロンビア大学戦争・平和学研究所客員研究員（2008-09年）。専門は国際政治の概念と思想、国際平和協力（多国間紛争管理）、国際人道問題など。近著『国際平和協力』（単著、創元社2022年）、ほか英文書籍および和英論文多数。

「国際平和活動の今後」事業研究委員。

国連平和活動と環境・気候変動対策——可能性と課題

静岡県立大学 教授 山下 光

近年、環境や気候変動は国連平和活動をめぐる議論の新たな論点として認識されつつある。平和維持活動(PKO)や特別政治ミッション(SPM)の活動、あるいは紛争後の平和構築支援に代表されるように、国連平和活動は武力紛争の予防、終結あるいは再発防止を目的としている。紛争の結果こうした国際支援を受けることとなった社会が気候変動のようなグローバルな変化の影響をより強く受けることは容易に想定されるものの(同じことはコロナウィルスなどについても言える)、環境的要素を平和活動などの紛争管理全般にどのように反映させていくかに関する議論が本格化したのは近年になってからである¹。そうした議論にはどのような背景があり、またそこでどのような議論が行われているのだろうか。

笹川平和財団(SPF)の研究プロジェクト「国際平和活動の今後」の一環で、筆者はSPF、国際平和研究所(IPI)、フランス軍事省の共催によるワークショップ「気候変動・平和・安全保障:国連平和活動の役割とは」(2022年10月18日、ニューヨーク)に参加した。本稿はそこでの議論も踏まえながら、国連平和活動をめぐる最新の議論の一端を紹介するものである。

3つの接点

国連平和活動の分野に環境・気候変動の視点が導入されるようになったのは2007年が大きな転換点となっている。この年の4月、国連安全保障理事会(以下安保理)は気候変動をテーマとする初の会合(議長:英国)を開催し、50カ国以上の代表が発言した²。同年国連事務総長に着任した潘基文も重点分野のひとつとして気候変動対策の推進を掲げており、国連事務局の運営にもその方針を反映させていった。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)がアル・ゴア元米副大統領とともにノーベル平和賞を受賞したのもこの年である。

こうした機運を受け、国連平和活動の文脈では①活動による現地環境への負荷、②紛争と環境のリンケージへの対処、③環境平和構築、という3つの問題領域において、特に2000年代後半以降積極的な議論が進められてきた。大まかに言えば、①は平和維持、②と③はともに紛争予防から平和構築にかけて広く関連する問題領域といってよいが、今回のワークショップでもこれにほぼ呼応したアジェンダ設定がなされている。それぞれについて以下見ていきたい。

¹ 近年の研究および国連による取り組みを網羅した最近の論考としては特に以下を参照。Cesare M. Scartozzi, “Climate-Sensitive Programming in International Security: An Analysis of UN Peacekeeping Operations and Special Political Missions,” *International Peacekeeping*, Vol. 29, No. 3 (June 2022): 488-521.

² SCOR, 5663rd meeting, UN Doc. S/PV.5663, 17 April 2007.

国連フィールド・ミッションの環境負荷

まず第 1 の問題領域であるが、この論点が登場した直接の契機は、国連の活動全体の環境負荷に対する認識が高まったことである。2007 年 10 月、国連システムの組織の長を集めて開催した会合において「気候ニュートラル」な国連を目指していくとの声明が採択される。これは具体的には温暖化ガス削減やカーボン・オフセット導入に向けた取り組みの検討を謳うものであった³。PKO や SPM といった現地展開を伴う活動、特に PKO は大規模な要員と装備を動員する。例えば国連環境計画(UNEP)の当時の報告によると、2008 年に国連が排出した温暖化ガスの 56%が PKO によるものであったという⁴。このため、そうした活動による現地環境への負荷をいかに管理するのかという課題への対応が求められるようになったのである。また、2010 年にハイチで発生したコレラ事案(同国に展開していた PKO ミッションの宿営地が発生源と言われている)もこうした動きを後押しした。

その後、この問題は PKO や SPM の主に運営面での議論で取り上げられるとともに、フィールド・ミッション用の指針やマニュアルも整備されるようになった⁵。また、いくつかの現地ミッションでは環境担当官やフォーカルポイントが置かれ、電気自動車の使用、車両輸送の効率化、ソーラー発電の導入、下水やごみ処理の改善、雨水の活用といった具体的な取り組み例も国連システム内で報告・共有されるようになった⁶。これらを受けて 2017 年に導入された「フィールド・ミッションのための環境戦略」は、5 つの重点分野(エネルギー、浄水・汚水管理、固形廃棄物処理、自然・文化環境への責任、環境管理システム導入)におけるミッション運営の改善を掲げている⁷。

国連側のこうした動きにも呼応し、PKO ミッションに部隊を提供する加盟国の側でも、環境負荷軽減の観点から PKO で使用する自国装備(派遣国保有装備品:COE)の質を担保しようとする動きが徐々にではあるが見られるようになってきた⁸。2017 年には非公式の多国間協議グループも国連外交の文脈で立ち上げられ、主に「フィールド・ミッションのための環境戦略」の履行促進を目指

³ Statement of the Chief Executives Board for Coordination: Moving towards a Climate-Neutral United Nations, UN Doc. CEB/2007/2, 5 December 2007, Annex II.

⁴ UN Environment Programme (UNEP), *Moving Towards a Climate Neutral UN: The UN System's Footprint and Efforts to Reduce It* (2009), pp. 19 and 48-49. この報告書はその後年次刊行のシリーズとなり (*Greening the Blue Report*)、同シリーズを中核コンテンツとするポータルサイト (<<https://www.greeningtheblue.org/>>) も設置されている。

⁵ Global Field Support Strategy, UN Doc. A/64/633, 26 January 2010; UN Department of Peacekeeping Operations (DPKO)/ Department of Field Support (DFS), Environmental Policy for UN Field Missions, 1 June 2009; DFS, Environment Strategy for Field Missions, January 2017; DPKO/DFS, Waste Management Policy for UN Field Missions, 1 November 2018.

⁶ See, e.g., Overview of the Financing of the United Nations Peacekeeping Operations, UN Docs. A/65/715, 2 February 2011, paras. 92-94 and A/67/723, 31 January 2013, paras. 164-168.

⁷ UN Department of Operational Support (DOS), “DOS Environment Strategy for Field Missions: Executive Summary,” November 2018.

⁸ Daniel Forti and Emmanuelle Cousin, “Contingent-Owned Equipment and Environmental Considerations in UN Peacekeeping Operations,” International Peace Institute (IPI), 26 September 2022.

した活動を行っている⁹。

紛争、環境、天然資源

第 1 の論点がフィールド・ミッションの兵站や調達といった運営面にかかわるものであるとすると、第 2 の領域は活動そのものの目的や諸任務(マンデート)の遂行といった実質面に関係している。

まず一般的に言えば、紛争や安全保障全般に対する環境の影響を考える視点自体はそれほど目新しいものではない。生活や経済に不可欠な天然資源の確保を自国の安全保障上の意義から捉え直す議論(食料安全保障、エネルギー安全保障)は長年存在しており、ウクライナ危機を契機として再び高い関心が寄せられている。また、その国・地域で産する鉱物(「紛争ダイヤモンド」)や石油などの天然資源が独特の戦時経済を生み出すことでいかに紛争の発生や継続に影響するかといった問題群も、例えば西アフリカ諸国で 1990 年代に起きた地域紛争などに関連して盛んに議論がなされてきた¹⁰。

しかしそうした紛争そのものではなく、その管理・対処にこの視点を引き付けようとする問題意識が一定の関心を集めるようになったのは、やはり 2000 年代後半以降のことであるように思われる。そしてここでも焦点となったのは、天然資源管理の問題であった。安保理は既に決議 1625(2005 年 9 月 14 日)において天然資源の不法採掘や取引がアフリカの紛争を煽っているとの認識を示していたが¹¹、2007 年の議長声明ではより一般的に、天然資源にはそうした負の側面と同時に正の側面(長期的安定と持続的成長への貢献)もあることを強調し、国連フィールド・ミッションや平和構築委員会は現地政府による両側面の管理に貢献すべきであるとした¹²。

これらを端緒として国連平和活動の役割が具体的に検討されるようになったと見られるが、その成果は UNEP が国連の平和活動関連部局との協力で 2012 年に発表した報告書として登場する。この報告書のポイントは、環境負荷に加え、PKO が天然資源と紛争のリンケージに対しても戦略的アプローチをとっていく必要性を提起したことである。報告書によれば、天然資源と紛争のつながりには主に 3 つのもの(①武装勢力や旧武装勢力の残党の収入源となること、②希少資源をめぐる対立を煽ること、③採掘等による地域環境へのダメージと還元利益の格差に由来する不満を生むこと)がある。多くの PKO ミッションはこうして起きる紛争地域に展開し、実際それに対処するためのマンデートも安保理により(やや一貫性を欠きながらも)与えられている。東ティモールからレバノン、さらにアフリカ各地の豊富な事例を引きつつ、報告書は PKO や SPM の役割として以下の 5 つを

⁹ Ibid., p. 12; Lucile Maertens and Malkit Shoshan, “Greening Peacekeeping: The Environmental Impact of UN Peace Operations,” IPI, April 2018, pp. 7-8.

¹⁰ See, e.g. Mats Berdal and David M. Malone, *Greed and Grievance: Economic Agendas in Civil Wars* (Boulder: Lynne Rienner, 2000); Philippe Le Billon, *Wars of Plunder: Conflicts, Profits and the Politics of Resources* (Oxford: Oxford University Press, 2013).

¹¹ Security Council Resolution 1625, 14 September 2005, para. 6.

¹² Statement by the President of the Security Council, UN Doc. S/PRST/2007/22, 25 June 2007, paras. 3, 5, 7, 9.

挙げている。

- ① 天然資源の不正な開発や密輸への対処: 安保理による制裁に関連した現地調査・評価への支援、採掘地の巡視・保護、採掘地・輸出管理に関する現地当局の制度構築と人材訓練
- ② 生活物資入手に伴う暴力抑止: 水や薪などを入手するルートの巡視と保護、それら入手源に代替する手段の提供
- ③ PKO 民生部門を通じたコミュニティレベルの資源紛争対応: 紛争リスクの情報収集と早期警戒、天然資源要因を織り込んだ紛争分析と調停努力、環境保全や資源管理を通じた信頼醸成、現地当局の資源管理支援
- ④ 現地の天然資源関連セクターへの雇用を通じた旧武装勢力メンバーの社会復帰支援: 生活・農業インフラ修復、環境復旧・保全、農業、森林・狩猟地保護などでの雇用
- ⑤ 天然資源管理に関連する国連など国際活動の調整¹³

この報告書で集約的に示されたこうした知見は現在の PKO 訓練¹⁴にも反映されている。

ところで、これらの役割のうち調整(⑤)を除いた 4 つは、2007 年の安保理議長声明に関連して触れた天然資源の負の側面(①②)と正の側面(③④)に概ね呼応している¹⁵。先にも触れたように、前者は従前の紛争研究でも広く論じられてきたテーマでもあり、それを平和活動の役割に落とし込んだものと理解できる。ここでは天然資源が紛争の発生・継続動因としていわばネガティブに捉えられているのであるが、これに対し後者の役割においては、現地の自然環境からもたらされる資源を平和と復興のための資源としてポジティブに活用しようとする姿勢がある。どちらかと言うと、PKO などの活動でより明確に任務化されてきたのは天然資源の負の側面の方であった。とすると、後者(ポジティブな可能性)をどのように PKO や SPM の任務に反映させていくか、というのが一つの論点となるであろう。

もう一つの論点として挙げられるのは、天然資源管理以外の環境関連対策、特に気候変動対策を平和活動に組み込むことはできないのか、という点である。もちろん冒頭にも記したように、PKO や SPM は紛争管理を目的とした活動であり、気候変動対策や環境保全を目的としているわけではない。しかし気候変動の影響とみられる様々な異常気象が頻繁に発生しつつある現代において、その影響が紛争リスクを抱える国に特に強い影響をもたらすであろうことは容易に想像される。環境保全については既にある程度実践されているところもあるものの(上述③④)、これも天然資源管

¹³ UNEP, *Greening the Blue Helmets: Environment, Natural Resources, and UN Peacekeeping Operations* (May 2012), Part 2.

¹⁴ DPKO/ DFS, “Lesson 3.5: Environment and Natural Resources,” Core Pre-deployment Training Materials (ver. 2017), n.d.

¹⁵ 特に②は文民保護(PoC)にも通じる論点である。PoCの観点から環境悪化・気候変動と紛争とのリンケージを考察したペーパーとしては以下を参照。Agathe Sarfati, “Toward an Environmental and Climate-Sensitive Approach to Protection in UN Peacekeeping Operations,” IPI, 17 October 2022.

理に比べれば取り組みとしてはかなり限定的であるように見える。天然資源を超えた、よりひろい環境・気候変動対策と平和活動をどのように関連付けることができるのかという問題意識は、議論する余地がより大きいように思われる。

環境平和構築の模索

実は、前段で示唆した 2 つの論点をより本格的に論じているのが、環境平和構築 (environmental peacebuilding) と呼ばれる考え方である。環境平和構築は主に平和構築研究の中で 2000 年代以降提唱されるようになってきたアプローチであり、2018 年にはその名を冠した国際的なアンブレラ組織 (環境平和構築協会) も創設されている¹⁶。今年 (2022 年) には第 2 回目となる国際会議の開催 (2 月)、『環境平和構築白書』の発表 (6 月) のほか¹⁷、各国外相などをスピーカーとしたイベントも国連総会に合わせて開催されている¹⁸。

こうして近年特に特に関心が高まっている環境平和構築であるが、その登場は以下のような文脈で捉えることができる。まず、冷戦後主流となってきた平和構築のあり方 (特に自由主義国家建設的な色彩をもつもの) への批判や疑問が 2000 年代以降盛んに呈されるようになってきたという文脈がある。そこで新たな方向性が模索されてきたわけであるが¹⁹、この動きに上述した 2000 年代後半における環境と紛争・平和の関係性に対する関心の高まりが連動することで、環境平和構築が考えられるようになったのである。

新しさもあり、「環境平和構築」の定義に明確なコンセンサスがあるわけではないようであるが²⁰、問題意識には少なくとも 2 つの特徴がある。第 1 は、従来考えられてきた平和構築が紛争後の状況を想定した活動であるのに対し、環境平和構築は紛争後だけではなく、紛争予防から平和構築に至る一連のシーケンスにおいて環境保全や管理の要素がどのような貢献をなせるのかを考えようとしていることである。ここでは天然資源や水・食料等の管理不全、あるいは気候変動による環境の悪化がいかに紛争を生み継続させるかという、特に天然資源との関係では比較的従来から取り上げられてきた論点が拡大された形で登場しているだけではない。それに加えて、自然公園や水源、森林などの保全に向けた当事者間の協力意思をいかに紛争解決につなげていくか、また平

¹⁶ 環境平和構築協会 (Environmental Peacebuilding Association) については以下を参照。
<<https://www.environmentalpeacebuilding.org/>>, accessed 27 September 2022.

¹⁷ *The White Paper on the Future of Environmental Peacebuilding: Nurturing an Ecosystem for Peace* (June 2022), available from <<https://www.ecosystemforpeace.org/>>, accessed 29 September 2022.

¹⁸ UN University Centre for Policy Research, “Partnering on Peacebuilding, Climate and Security in the Sahel Region: Opportunities and Lessons Learned,” 21 September 2022, <<https://cpr.unu.edu/events/archive/event/partnering-on-peacebuilding.html>>, accessed 30 September 2022.

¹⁹ この点に関する概観としては拙著『国際平和協力』(創元社、2022 年) 第 3 章を参照されたい。

²⁰ See, e.g, Tobias Ide et. al., “The Past and Future(s) of Environmental Peacebuilding,” *International Affairs*, Vol. 97, Iss. 1 (January 2021): 1-16.

和構築の過程で導入された対話や調整の枠組みが環境保全に向けても活用できるのか、といった前向きな可能性を模索する視点も提起されている。

第2は、環境平和構築協会のメンバーが主にシンクタンクや大学などからなっていることに示唆されるように、環境平和構築の実践面への落とし込みはいまだ途半ばであるという点である。国連平和活動においてこの視点がどのように運用されるのかというのは今回のワークショップでも主要な論点として挙げられていたが、最後にこの点の進展と課題についてそれぞれ触れていくことにしたい。

環境・気候変動と平和のポテンシャル

第2と第3の問題領域をここまで見ていく中で示唆されたのは「環境保全協力や天然資源をどのように平和のための資源として活用できるのか」、「気候変動対策において平和活動はどのような役割を担うことができるのか」といった問いである。環境や気候変動分野が国連平和活動の中で主流化していく程度は、これらの問いへの答えがどの程度具体化されるのかに依存する。そして今回のワークショップでは、この点の可能性と課題が両方提示されていたように思われる。

まずポテンシャルであるが、今回のワークショップにあわせて発表された IPI のペーパーでは示唆的な実例が紹介されている。SPM のひとつである国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)の中に2020年から派遣されている環境・気候アドバイザーがそれである。このアドバイザーの主な機能は①UNSOMの活動における環境・気候領域の主流化、②国連等の現地活動の調整、③現地政府の環境・気候対策への支援という3点である。

興味深いのは、この3つの機能の中に、天然資源をめぐる交渉や環境保全協力を通じた平和構築の側面、さらには気候変動対策への貢献までが含まれていることである。資源活用や環境保全の面では、水源と土地といった資源の利用をめぐる問題を抱える地域に対し現地コミュニティの対話を促すパイロット事業が、アドバイザーのイニシアティブにより既に導入されている。気候変動に関連する活動としては、UNSOMの活動計画に対する気候変動リスク評価のインプットや、現地政府・社会による環境・気候変動対策への助言が行われている。助言は洪水対策、木炭に代わる代替燃料促進と再緑化、持続可能な漁業資源管理といった具体的施策に関するものから、国内の環境管理制度作りやパリ協定など国際取り決めの履行に関するものまで広範な分野に及んでいる²¹。

アドバイザーは、国連内外の平和構築、開発援助あるいは人道援助アクターと連携しながらこうした支援を行っている。なお、この関連での近年の動きとして、気候安全保障メカニズム(CSM)と呼ばれる国連システム内の枠組みについても付言しておきたい。CSMは2018年にUNEP、国連開発計画(UNDP)、国連政治・平和構築局(DPPA)によって立ち上げられ、2021年末には国連平

²¹ Jenna Russo, “The UN Environmental and Climate Adviser in Somalia,” IPI, 12 October 2022, pp. 4-8.

和活動局(DPO)も参加するようになった国連本部レベルでの枠組みであり、現地の活動に対する支援および環境・気候変動と紛争のリンケージに関する知識の集約などを担っている²²。UNSOM 環境・気候アドバイザーも CSM からの助言を受けているという。環境・気候アドバイザーの派遣や CSM の創設といった近年の動きは、フィールドだけではなく、国連本部においても環境・気候と紛争とのつながりを包括的に捉える仕組みが徐々に整備されつつあることをうかがわせる。

課題と展望

ただし、ワークショップの議論は、環境・気候変動対策を平和活動の中に主流化する上でさまざまな課題があることをも示唆していた。大きくいってこれには3つのものがあるように思われる。

第1は、気候・環境と安全保障との関係をめぐる加盟国間の見解の不一致である。その存在を端的に示す事実が、本稿執筆時点(2022年11月)で環境・気候変動を国際の平和と安全に対する脅威(国連憲章第39条)として概括的に認定する安保理決議が採択されていないことである。具体的な紛争に即した形では、国連PKOに直接関連するものも含め、環境悪化や気候変動がもたらす複合的リスクに対する言及は複数の安保理決議や議長声明の中でこれまでもなされてきた。だが安保理の権能に直接かつ一般的に関連付ける形での決議採択については、これまで何度も試みられているにもかかわらず実現していない。最近の動きで言えば、2021年12月13日にも気候関連リスクと紛争予防に関する決議案(113カ国が共同提案国)がニジェールとアイルランドにより提出されたものの、ロシアの拒否権により否決されている(インドも反対票、中国は棄権)²³。

一見、安保理決議における脅威認定はレトリックの問題に過ぎないようにも見えるが、そうした言葉が国連の活動にとって持つ重要性は高いものがある。複数のワークショップ参加者も述べていたように、気候変動や環境悪化を国際平和に対する脅威と認める安保理決議が採択されることで、それを根拠としたさまざまな活動が可能となるからである。当然ながら、慎重ないし反対姿勢を取る国は支持する国と同様、脅威認定のこうした重みを分かっている。そうした国は脅威認定の拡大、言い換えるとさまざまな国際問題(特に社会・経済領域に分類されてきた諸問題)の安全保障化には概して批判的な姿勢を取り続けてきた国である。ロシアのウクライナ侵攻によってさらに加速したかに見える主要国間の対立関係も鑑みると、この点での安保理におけるコンセンサス醸成について楽観的な見通しを立てるのは難しいかもしれない。

第2は、環境や気候変動を論じる際の共通理解の乏しさである。ワークショップでの議論を通じて受けた印象として述べると、発言者が同じ言葉(「環境」「気候」)を使っているとしても、実際にはその中の一部をバラバラに取り上げていることが多く、結果として議論がかみ合わないことが多いよ

²² Ibid., Box 2 (p. 5); UNEP, “Climate Security Mechanism (CSM),” <<https://www.unep.org/explore-topics/disasters-conflicts/what-we-do/disaster-risk-reduction/climate-security-mechanism>>, accessed 4 November 2022.

²³ “Security Council Fails to Adopt Resolution Integrating Climate-Related Security Risk into Conflict-Prevention Strategies,” SC/14732, 13 December 2021.

うに思った。これは、環境・気候変動が多様な側面を持っているということでもある。例えば天然資源について言えば、水や耕地といった資源は気候変動の影響を受けやすい一方、鉱物資源が気候変動からの影響を同様に受けるとは考えにくい。環境悪化についても、異常気象などは気候変動とのリンケージが頻繁に指摘される一方、環境汚染や資源乱獲はより直接的な人的要素に由来しており、気候変動に由来するとは(少なくとも同程度には)言えないであろう。「環境」と「気候」の間のこうした複合的な関係に紛争の要素を関連付けようとすると、検討はさらに複雑なものとなる。というのも紛争によって発生ないし悪化する環境条件もあれば、逆に環境悪化(それも気候変動に由来するもの、しないものがある)によって惹起される紛争もありうるからである。環境、気候変動、紛争の関係がこうして「単線的ではなく、高度に文脈依存的」²⁴なのであれば、慎重に整理した議論を進めていくことが必要であろう。

第3に、共通理解の不在は平和活動の環境・気候変動対策における役割に関してもあるように思われる。ワークショップでは、環境悪化や気候変動への対策は性質上長期的な取り組みであること、また(前段の指摘とも関連するが)環境・気候条件は対象地域によって著しく異なるため、それに即してローカライズされた対応が必要であることが複数の参加者から指摘されていた。

実は、こうした点からすると役割を担いにくいのが、半年から1年でマンデートが更新され、地域というより国家単位で活動が計画される傾向が強いPKOミッションである。このため環境・気候変動対策についてはPKOよりはSPMのほうが適しているのではないか、という示唆もなされていた。それに加え、PKOについては以前から、任務の多機能化とそれらを実施するための能力とのギャップや、要員提供国側の過重な負担感が指摘されている。その点からすれば、環境関連での新たな任務の追加はPKOマンデートのさらなる「クリスマスツリー化」²⁵につながるとの懸念が出てくることも容易に想定される。そのように考えると、SPMの役割の方に期待するのは合理的ではある。先に紹介したソマリアの環境・気候アドバイザーがSPM(UNSOM)の中で活動していることはその意味でも注目される。とはいえ、紛争地域における国連の主要なプレゼンスであるPKOの役割を考えることはある程度は避けられないようにも思われる。実際ワークショップでも、PKOの現地での展開規模や影響の大きさを強調して、PKOの役割は重要であると指摘する参加者もいた。

もちろん国連の平和活動にはPKOとSPMだけではなく、紛争予防や紛争後の平和構築もある。ワークショップではPKOとSPMに議論が集中していたが、国連平和活動全体に目を向けてみればさらに多様な見方が出てくるであろう。ここでも、包括的かつ整理した議論を進めていくことが重要である。

おわりに

本稿は、国連平和活動と環境・気候変動対策との関係性について、主な論点やその背景を捉え

²⁴ Sarfati, “Toward an Environmental and Climate-Sensitive Approach,” p. 4.

²⁵ SCOR, 8218th meeting, UN Doc. S/PV. 8218, 28 March 2018, pp. 3 and 17.

てきた。まず 3 つの論点についてそれぞれ概観したのち、特に第 2、第 3 の論点について可能性と課題を整理してきた。

先に、PKO や SPM は紛争管理を目的とした活動であり、気候変動対策や環境保全を目的としているわけではないと述べた。だがむしろ、そういう認識自体を改めなければならないのかもしれない。国連平和活動は直接的な紛争管理だけではなく、開発、人道支援といった活動との連携(ネクサス)を強く意識した活動となる形へと進化してきた。気候変動による干ばつ、洪水、水源の枯渇や砂漠化といった変化が紛争の発生や継続とそれへの対応にも影響を与え、そしてその度合いの高まりは特にアフリカ地域において明確に認識されている。

前段で指摘したように、こうした認識を具体的な活動に落とし込んでいく作業には多くの課題がある。しかしだからといって、検討することの意義は減じるものではないように思われる。ワークショップでもしばしば指摘されていたように、環境悪化や気候変動は世界の多くの地域において紛れもない現実であり、しかも紛争発生地域の大部分はそうした影響を最も受ける地域と重なっている。紛争に環境変化の影を見ることは、今後ますます増えていくのかもしれない。そのことを認識し、国連平和活動の活用を含めた紛争管理のありかたを議論していく必要があるように思われる。

平和、開発、人道に環境・気候というレンズをも重ねて現代の紛争や紛争管理を考え、実践していくこと——その必要性和難しさを考えさせられた今回のワークショップであった。

※本稿の執筆に当たっては SPF の西田一平太氏、IPI の Daniel Forti, Jenna Russo, Agathe Sarfati の各氏、またワークショップ参加者から様々な示唆を受けた。ここに記して感謝したい。なおチャタムハウス・ルールに従い、ワークショップ参加者の発言については趣旨のみを記している。

※※本稿で述べた見解は個人的なものであり、静岡県立大学および笹川平和財団を代表するものではありません。

笹川平和財団とは

公益財団法人 笹川平和財団は、国際交流および国際協力の推進を目的として、日本財団およびモーターボート競走業界の支援を受け 1986 年に設立されました。現在は、「Think, Do, and Innovate-Tank」を掛け声に、1. 国際社会の安定と日米関係強化、2. アジアにおける日本の役割拡大、3. イスラム諸国への理解と関係強化、4. 海洋ガバナンスの確立、5. 女性のエンパワーメントの 5 つの重点目標を掲げ、民間財団ならではの自由な発想と手法を用いて国内外の様々な課題に取り組んでいます。

安全保障研究グループは、笹川平和財団のシンクタンク機能として、国際的な安全保障のあり方や日本の安全保障政策等について調査研究を行い、積極的な発信や政策提言を通じて世論をリードするとともに、日本の安全保障環境の整備に貢献することを目的に幅広い活動を行っています。

本レポートについて

本レポートは、笹川平和財団安全保障研究グループで行う「国際平和活動の今後」研究事業において、2022 年 10 月 18 日に米シンクタンク International Peace Institute および仏軍事省と共催しニューヨークにて開催した国際会議「気候変動・平和・安全保障：国連平和活動の役割とは」(“Climate Change, Peace, and Security: What Role for UN Peace Operations?”)に参加した同研究会委員の山下光氏に、国際平和活動と環境・気候変動の最新の議論を日本に紹介することを念頭に執筆いただいたものである。本レポートにて述べられる見解は執筆者個人のものであり、静岡県立大学および笹川平和財団を代表するものではありません。



公益財団法人 笹川平和財団

東京都港区虎ノ門 1-15-16

Phone: +81-3-5157-5430 | URL: <https://www.spf.org/>